

令和 **7** 年度

# 健康保険の しおり

ジェネリック医薬品をご活用ください

けんぽファミリー  
健康相談

電話健康相談（24時間対応）  
0120-562-056（フリーダイヤル）

メンタルヘルス  
カウンセリング

専門カウンセラーによる面接や電話でのカウンセリング  
0120-562-056（フリーダイヤル）

オンライン健康相談  
[first call]

専門医師に「チャット・TV電話」を使って健康相談（無料）  
[https://www.firstcall.md/Account/Register/?com\\_ref=C67](https://www.firstcall.md/Account/Register/?com_ref=C67)  
登録用クーポンコード：C67BEDF5E33  
※詳しくはP.15をご覧ください。

 **東京機器健康保険組合**

〒111-0052 東京都台東区柳橋1-4-4

☎03(3866)5051(総務部) ☎03(3866)5061(業務部)

ホームページアドレス <https://www.kiki-kenpo.or.jp>



# 目次

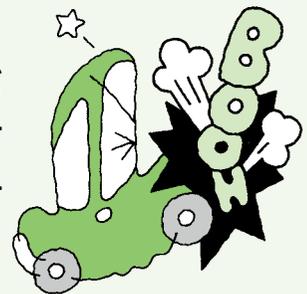
「第三者行為による傷病届」提出のお願い	2
上手な受診で医療費の削減にご協力ください	3
法定給付（法律で定められた給付）	4～8
付加給付（当組合で特別に定めた給付）／医療費公費負担制度について	9
任意継続被保険者制度と手続／健康保険高齢受給者証について	10
前期高齢者医療制度について	11
後期高齢者医療制度について	12
介護保険制度	13
疾病予防事業	14・15
保健施設事業	16

## 「第三者行為による傷病届」提出のお願い

第三者の行為による傷病であっても健康保険で給付（治療等）が受けられます。

ただし、「第三者行為による傷病届」を健保組合に必ずご提出してください。届け出がない場合は健保組合からの給付は受けられませんので、ご注意ください。

☎03 (3866) 5061 医療係



### ※第三者行為の主な事例

交通事故、けんか（暴行）、食中毒、歩行者と自転車の衝突事故、スキーでの衝突など

# 上手な受診で医療費の削減にご協力ください

診療時間外の割増料金の他にも、診療所・薬局は時間内でも割増料金がかかることがあります。

## 診療時間内の割増料金

			夜間・早朝等加算	夜間・休日等加算
			平日 18時～8時 土曜 正午～8時 日曜日・祝日	平日 19時～8時 土曜 13時～8時 日曜日・祝日
診療所	初診料	2,910円	+ 500円	
	再診料	750円	+ 500円	
保険薬局				+ 400円

※診療所と薬局を合わせると900円にもなります。

18時前に受診するよう心がけましょう!!

## 《上手な病院のかかり方》

国も利用を  
推奨している  
「ジェネリック医薬品」  
で薬代の節約

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は効能効果が先発医薬品と同等であると国から認められた安価な医薬品です。令和6年10月より、ジェネリック医薬品がある先発医薬品(長期収載品)を希望する場合、「特別の料金」がかかります。医師や薬剤師に相談してジェネリック医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

はしご受診は  
避けましょう

同じ傷病で複数の保険医療機関等を受診した場合、同一の検査を受けたり、同じ効能の薬を処方される等、医療費のムダ使いにつながるばかりでなく、処方された薬の飲み合わせによる副作用の危険性もあり、逆に病気を悪化させることとなりますので、はしご受診はやめましょう。

医療費の  
ムダをなくし  
ましょう

皆様の健康保険料をムダにしないよう、医療費適正化に取り組んでいます。上記のようなことを組合員一人ひとりにご理解ご協力をいただくと、医療費の削減につながります。

# 法定給付 法律で定められた給付

病  
気  
・  
け  
が

## 給付の種類

## 給付の内容

### 療養の給付

診察  
投薬  
注射  
処置  
入院  
手術  
看護

保険医療機関等にマイナ保険証等を提出すれば、業務災害（通勤途上を含む）以外の病気やけがに関して治療が受けられます。被保険者・被扶養者とも3割を自己負担します。なお、義務教育就学前の幼児は2割の自己負担となります。

義務教育 就学後 ～69歳	<b>【被保険者・被扶養者共通】</b> 外来 入院 3割
義務教育 就学前	外来 入院 2割

入院時  
食事療養費

入院したときは、食費として1食490円（低所得者は軽減）を自己負担します。

入院時  
生活療養費

65歳以上の方が療養病床に入院したときは、食住費として1食490円+1日370円（低所得者は軽減）を自己負担します。

保険外併用  
療養費

保険診療の対象とならない特別サービスを受けた場合は、一般の医療と共通の部分は、健康保険で受けられます。

※保険給付を受ける権利は支給事由の発生から2年で時効になりますのでご注意ください。

※業務上、通勤途上のけがは労災保険からの給付となり、健康保険による給付は受けられません。

給付の種類	給付の内容																																														
訪問看護療養費	<p>難病患者等が在宅療養の場合、訪問看護を受けます。受診者は療養の給付と同様の割合を基本利用料として自己負担します。</p>																																														
高額療養費	<p>1人1ヵ月(暦月)1件の自己負担額(同一世帯で21,000円以上の自己負担が複数あるときは合算)が下記の自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が高額療養費として払い戻されます。なお、当組合は、自動払いとなっておりますので、申請手続きは不要です。また、マイナ保険証や限度額適用認定証を医療機関に提示すると、自己負担限度額を超える窓口負担はありません。</p> <p>※同一世帯で直近12ヵ月間に3ヵ月以上高額療養費が支給された場合、4ヵ月日から自己負担限度額が軽減されます。(多数該当)</p> <p><b>70歳未満の方</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1ヶ月当たりの自己負担限度額</th> <th>多数該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準報酬月額 83万円以上</td> <td>252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>53~79万円</td> <td>167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>28~50万円</td> <td>80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>26万円以下</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者 (住民税非課税者)</td> <td>35,400円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>70歳以上75歳未満の方</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1ヶ月当たりの自己負担限度額</th> <th rowspan="2">多数該当</th> </tr> <tr> <th>外来(個人)</th> <th>(世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準報酬月額 83万円以上 【現役並みⅢ】</td> <td colspan="2">252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>53~79万円 【現役並みⅡ】</td> <td colspan="2">167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>28~50万円 【現役並みⅠ】</td> <td colspan="2">80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>26万円以下</td> <td>18,000円 (年間上限144,000円)</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>24,600円</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※70歳以上の方は、マイナ保険証等または「健康保険高齢受給者証」の提示も必要です。          ※人工透析患者の自己負担限度額は10,000円(70歳未満の上位所得者は20,000円)に軽減されます。(組合に申請が必要です)          ※市区町村等から医療費の助成制度等に該当している場合は、高額療養費・付加金の支給対象外となります。</p>	区分	1ヶ月当たりの自己負担限度額	多数該当	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	53~79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	28~50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	26万円以下	57,600円	44,400円	低所得者 (住民税非課税者)	35,400円	24,600円	区分	1ヶ月当たりの自己負担限度額		多数該当	外来(個人)	(世帯)	標準報酬月額 83万円以上 【現役並みⅢ】	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円	53~79万円 【現役並みⅡ】	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円	28~50万円 【現役並みⅠ】	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円	26万円以下	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	-	低所得者Ⅰ	15,000円
区分	1ヶ月当たりの自己負担限度額	多数該当																																													
標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円																																													
53~79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円																																													
28~50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円																																													
26万円以下	57,600円	44,400円																																													
低所得者 (住民税非課税者)	35,400円	24,600円																																													
区分	1ヶ月当たりの自己負担限度額		多数該当																																												
	外来(個人)	(世帯)																																													
標準報酬月額 83万円以上 【現役並みⅢ】	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円																																												
53~79万円 【現役並みⅡ】	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円																																												
28~50万円 【現役並みⅠ】	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円																																												
26万円以下	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円																																												
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	-																																												
低所得者Ⅰ		15,000円																																													

給付の種類

高額介護  
合算療養費

給付の内容

1年間（毎年8月1日～翌年7月31日まで）を単位として、同一世帯の健康保険と介護保険の自己負担額を合算し、その額が限度額を超えている場合、超えた額が高額介護合算療養費として払い戻されます。

年齢・所得区分ごとの合算算定基準額  
(自己負担限度額・年額)

所得区分	①70歳以上の方だけの世帯	②70歳未満の方が含まれる世帯
標準報酬月額 83万円以上	2,120,000円	2,120,000円
標準報酬月額 53～79万円	1,410,000円	1,410,000円
標準報酬月額 28～50万円	670,000円	670,000円
一般 標準報酬月額 26万円以下	560,000円	600,000円
低所得者Ⅱ	310,000円	340,000円
低所得者Ⅰ	190,000円	

- ア. 70歳未満の方が含まれる世帯であっても、対象者が70歳以上の方だけであれば①の限度額を適用します。
- イ. 低所得者Ⅱは、70歳以上の方で、世帯全員が住民税非課税の場合等が該当します。
- ウ. 低所得者Ⅰは、70歳以上の方で、世帯全員が住民税非課税であり、所得が一定基準（年金収入80万円以下等）を満たす場合等が該当します。
- エ. 食費・住居費・差額ベッド代などは対象外です。
- オ. 所得区分については、1年間の最終日である7月31日時点での所得区分です。

# 法定給付

法律で定められた給付

◎任意継続被保険者および資格喪失者の資格喪失後の継続給付については、「公金受取口座」での受領も可能となっております。

病  
気  
け  
が  
死  
亡

給付の種類	給付の内容
療養費	やむを得ない事情でマイナ保険証等を提示しないで受診したとき（海外で受診した場合も含む）、また輸血の生血代、コルセット・9歳未満の小児の治療用眼鏡などの治療用装具等の代金および医師の指示でマッサージ等を受けたときに、組合が認めた場合は、査定額の7割、義務教育就学前の幼児は8割が払い戻されます。
移送費	<p>①移送の目的である療養が保険診療として適切であること。                  ②傷病により移動が困難であること。                  ③緊急・その他やむを得ないこと。</p> <p>①から③のいずれにも該当し、組合が認めた場合に支給されます。</p>
傷病手当金	<p>療養のため会社を休み報酬が受けられない場合、欠勤4日目から通算して1年6か月間1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額が支給されます。</p> <p>ただし、直近の継続した期間が12か月に満たない場合は、次の掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2の額となります。</p> <p>①傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額                  ②傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における当健康保険組合の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額30分の1に相当する額                  （報酬を受けていても、その日額が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が支給されます。また、障害厚生年金、障害手当金、退職後の老齢厚生年金等を受給されている場合についても、傷病手当金が支給調整されます。）</p>
埋葬料(費)	<p>被保険者が業務外の事由により亡くなった場合、亡くなった被保険者により生計を維持されて、埋葬を行った方に埋葬料として50,000円が支給されます。また、埋葬料を受けられる方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に前記の額の範囲内で埋葬費が支給されます。</p> <p>被扶養者が亡くなった場合は、被保険者に埋葬料として50,000円が支給されます。</p>

給付の種類	給付の内容
<p>出産育児一時金</p>	<p>1児について500,000円*が支給されます。被扶養者の場合も同額が支給されます。            *産科医療補償制度に加入していない保険医療機関等で出産した場合などは、488,000円となります。            ※健康保険の給付は妊娠4ヵ月以上の生産・死産・流産が対象です。</p> <p>※直接支払制度・受取代理制度            直接支払制度または受取代理制度を利用すると、出産育児一時金・家族出産育児一時金が保険医療機関等に直接支払われます。実際の出産費用が500,000円(488,000円)を上回った場合は、上回った額を医療機関等に支払い、下回った場合は、申請により差額が健保組合から被保険者に支給されます。</p>
<p>出産手当金</p>	<p>被保険者が出産のため会社を休み、その間に報酬を受けられないときは、出産日以前42日間・出産日後56日間の計98日間(多胎妊娠の場合は、出産日以前98日・出産日後56日の計154日間)の範囲で、1日につき、出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額が支給されます。</p> <p>ただし、直近の継続した期間が12ヵ月に満たない場合は、次の掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2の額となります。</p> <p>① 出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額</p> <p>② 出産手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における当健康保険組合の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額30分の1に相当する額</p> <p>(報酬を受けていても、その日額が出産手当金の日額より少ないときは、その差額が支給されます。)</p>

# 付加給付 当組合で特別に定めた給付

給付の種類	給付の内容
一部負担 還元金	レセプト単位で自己負担額(高額療養費を除く)から、下記の金額を控除した額を付加金として自動払いいたします。(高額療養費と同様に、申請は不要です) 標準報酬月額が50万円以下の方 …50,000円
家族療養費 付加金	標準報酬月額が53万円以上79万円以下の方 …100,000円 標準報酬月額が83万円以上の方 …150,000円
訪問看護療養費 付加金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人・家族の方がそれぞれ入院等により自己負担額が高額になった場合は、高額療養費(→5頁)を参照してください。</li> <li>・算定された額が1,000円未満であるときは支給されません。</li> </ul>

病  
気  
・  
け  
が

## ○医療費公費負担制度について……………

- 特定疾患(難病)
- 感染症
- 自立支援(精神・更正・育成)
- 身体障害
- 重度心身障害
- ひとり親
- 乳幼児その他に対して医療費の公費負担制度  
があります。

以上は、本人が申請した場合に自己負担が公費で受けられる制度です。対象となる医療費・給付内容・給付方式・所得制限等の詳細については、実施主体である各市区町村に照会してください。

※医療費の助成制度等に該当している場合は、高額療養費・付加金の支給対象外となります。

※医療費公費負担に該当されたときは、医療係までご連絡をお願いいたします。

☎03(3866)5061

## ■任意継続被保険者制度と手続

退職時に、被保険者期間が2ヵ月以上ある方は、「任意加入」することにより再就職等をするまでの間、健康保険に加入できる制度です。加入期間は2年間です。（保険料は全額本人負担となります。）



### 手 続

退職後20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」に保険料を添えて申請してください。

※「任意継続被保険者の保険料の算定基準となる標準報酬月額」について  
資格喪失時の標準報酬月額が保険料の算定基礎となる標準報酬月額となります。

## 健康保険高齢受給者証について

70歳～74歳（寝たきり等の65歳以上の人を除く）の方も、健康保険や国民健康保険などの医療保険者（健保組合に加入している方は健保組合）から給付を受けます。

### ○受診の方法

保険医療機関等の窓口で健康保険被保険者証と健康保険高齢受給者証（医療保険者より交付）を提出します。

マイナ保険証等をお持ちの方は、そちらを提示してください。

### ○療養の給付の自己負担

被保険者・被扶養者とも、一般は2割、現役並み所得者（月収28万円以上の人）は3割です。

### ○食事療養標準負担額・生活療養標準負担額

70歳未満の人の場合と同様です。（低所得者は軽減）

### ○高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額

70歳未満の人とは別に設けられています。

※75歳（寝たきり等の人は65歳）以上の方は、医療保険の被保険者・被扶養者から除かれ、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

# 前期高齢者医療制度について

65歳～74歳の方は前期高齢者になりますが、加入する医療保険者（健康保険組合など）は変わらず、従来どおりの給付や高額療養費、保健事業を受けることができます。

前期高齢者医療制度とは、前期高齢者を対象とした、医療保険者（健康保険や国民健康保険など）間の医療費負担を調整するための制度です。

65歳～74歳の方は国民健康保険に多く加入していることから、医療保険制度間で財政調整をはかる仕組みが導入されており、前期高齢者加入率の低い健康保険組合等は、「前期高齢者納付金」を負担することになります。

## ■前期高齢者納付金について

各被保険者の前期高齢者（65歳～74歳）の医療費を基に、全保険者平均前期高齢者加入率14.9%まで負担します。

当健康保険組合の前期高齢者加入率は3.5%のため、65歳以降の加入者に医療給付費が発生すると、当健康保険組合は医療給付費そのものに加え、その約4.5倍にあたる負担金を「前期高齢者納付金」として納めています（令和6年度実績）。

## 前期高齢者納付金を減らすためには、医療費を減らすことです

医療費を1万円削減すると、前期高齢者納付金も4.5万円減少しますので、65歳（前期高齢者）になる前に、早期検査・早期治療に努めましょう。

また、65歳以降も元気で健康に過ごすためにも、規則正しい生活、適度な運動、バランスのとれた食事、減塩、節酒、禁煙、口腔ケアなどに取り組みましょう。

国の制度をご理解いただき、健保財政のためにもご協力ください。

# 後期高齢者医療制度について

75歳以上の方および65歳～74歳の方で一定の障害の状態にある寝たきり等の方は、健康保険や国民健康保険の被保険者・被扶養者から除かれ、後期高齢者医療制度の被保険者となり、後期高齢者医療制度から保険給付を受けます。

## 保険料

広域連合\*が定め、受給している年金から天引きされます。(年金額が18万円未満の人や年金を受けていない方は個別に納付)なお、健康保険などの被扶養者だった人が後期高齢者医療制度の被保険者になった場合は、保険料の軽減措置があります。

\*広域連合とは、都道府県の区域ごとに全市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」のことで、保険料決定、賦課決定、医療費の支給などの事務を行います。

## 保険給付

後期高齢者医療制度の保険給付には、①療養の給付、②入院時食事療養費、③入院時生活療養費、④訪問看護療養費、⑤療養費、⑥特別療養費、⑦移送費、⑧保険外併用療養費、⑨高額療養費、⑩高額介護合算療養費、⑪条例で定める給付があります。

①～⑤、⑦～⑩は健康保険の給付と、⑧・⑪は国民健康保険の給付と同様です。

## 窓口負担

### ○療養の給付の自己負担

一般は1割(一定額以上の所得者は2割)、現役並み所得者(課税所得が145万円以上の人)は3割です。

### ○食事療養標準負担額・生活療養標準負担額

健康保険の70歳未満の場合と同様です(低所得者は軽減)。

### ○高額療養費、高額介護合算療養費の自己負担限度額

健康保険とは別に設けられています。

# 介護保険制度

## ○保険者

各市区町村が、国と都道府県の支援を受けて運営しています。

なお、保険料の徴収は各医療保険者（健康保険組合・協会けんぽ等）が徴収します。

## 被保険者と保険料

種別	第1号被保険者 (65歳以上の方)	第2号被保険者 (40歳～64歳の方の医療保険加入者)
保険料	市区町村が定め、受給している年金から天引きします。(年金額が18万円未満の方や老齢・退職年金を受けていない方は個別に納付) 保険料額＝所得段階に応じた定額保険料	医療保険者（健康保険組合・協会けんぽ等）が医療保険料と併せて徴収します。 健康保険の被扶養者は原則、保険料の負担はありません。

第2号被保険者は、疾病（末期がんを含む）が原因で要介護・要支援になった場合にのみ受給できます。介護保険被保険者証は受給の際に申請し、交付を受けます。

## ○利用手続



○サービス内容等、詳細については、各市区町村にお問い合わせください。

# 疾病予防事業

特定健診（40歳から74歳までの被保険者、被扶養者が対象）のみのコースは設けず、人間ドック・生活習慣病予防健診等に、特定健診項目を網羅した健診で実施いたします。

※疾病予防事業の内容について詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。  
※人間ドック、生活習慣病予防健診、女性生活習慣病予防健診は年度内（4月～翌年3月）いずれか1回が限度です。

実施項目	事業の内容
人間ドック	40歳以上の被保険者、被扶養者 利用者一部負担10,000円+契約料金の消費税10%相当額
生活習慣病予防健診 来所、巡回あり	30歳以上の被保険者、被扶養者 利用者一部負担3,000円
女性生活習慣病予防健診	30歳以上の被保険者、被扶養者 利用者一部負担1,000円 春、秋に全国約700会場で実施します。
前立腺検査 <small>（ドックのみ）</small> 婦人科検査 <small>（乳がん・子宮頸がん）</small>	人間ドック、生活習慣病予防健診、女性生活習慣病予防健診を受診するときに、ご希望により受診できます。
胃管内視鏡検査	人間ドック・生活習慣病予防健診を受診するときに、ご希望により胃部X線検査から変更できます。胃部X線検査との差額は、利用者負担となります。
MRI・CT検査	40歳以上の被保険者、被扶養者 組合補助額（上限額） 脳MRI 15,000円 肺CT 6,000円 レディース（子宮・卵巣）MRI 13,000円

※その他のオプション検査は、全額利用者負担となります。  
※各検査項目について、実施していない健診機関がありますので、詳しくは予約時にご確認ください。

健診機関では厚生労働省のガイドラインに基づいて、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しています。安心して健康診断を受けてください。また、受診の際は、感染症対策へのご協力をお願いいたします。



〈健診機関一覧表〉



〈健診の検査項目〉

## 実施項目

## 事業の内容

### インフルエンザ 予防接種補助金

被保険者、被扶養者  
組合補助額は1名につき、1回1,500円（ただし、1回目の接種日において、13歳未満の者については2回を限度とします。）  
対象期間は10月1日から翌年2月末日となります。

※接種場所は東振協（一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会）の契約医療機関となります。  
※補完として、やむを得ず東振協の契約医療機関以外（国内）で接種した場合に限り、個人向け健康ポータルサイト「PePu」を利用して申請していただくことで、1回1,500ポイントを付与いたします。

## けんぽファミリー健康相談／メンタルヘルスカウンセリング(無料)

24時間・年中無休で健康に関する相談が受けられる他、臨床心理士の資格を持つカウンセラーによる面接や電話によるカウンセリングを行います。  
プライバシーは厳守いたしますので、どうぞ安心してご利用ください。

### 電話健康相談

- 健康に関する相談
  - 小児救急、休日診療や夜間救急受診の医療機関をご案内します。
  - 受付時間 24時間 年中無休
- 電話番号0120-562-056(フリーダイヤル)

### WEB健康相談

「ファミリー・ケア・ネットワーク」へアクセスしてログインしてください。  
アドレス <https://familycare.sociohealth.co.jp>  
\*画面の入力欄には、「562056」を入力します。

### メンタルヘルス カウンセリング

- 専門カウンセラーによる面接や電話でのカウンセリングを行います。
  - 受付時間 月～土曜日(日曜日・祝日・年末年始は休み)  
10時～22時(ただし、予約受付時間は異なる)
- 電話番号0120-562-056(フリーダイヤル)

## 専門医師によるオンライン健康相談「first call」(無料)

健康に関する不安や心配について、「チャット・TV電話」を使って専門医師に相談ができます。

### チャット健康相談

- 実名専門医師による健康医療相談
- 受付時間 24時間 年中無休

### TV電話健康相談

- 1回につき15分間、TV電話で専門医師に健康医療相談
- 9時～23時(予約制)

アプリでご利用の方  
【ios】の方  
AppStore



アプリでご利用の方  
【android】の方  
GooglePlay



Webでご利用の方  
first callサイト  
へアクセス



クーポンコード C67BEDF5E33

# 保健施設事業

## 直営保養所

- 所在地 静岡県伊東市八幡野字萩ヶ洞1090-20
- 名称 伊豆高原ユートピア  
電話 0557 (53) 3061
- 設備 客室13室、収容人員56名  
温泉、会議室(研修等利用可)、カラオケルーム、  
食堂、フリーWi-Fi、多目的室、多目的ホール  
(卓球、遊具等有)、売店他



## 運動場

- 所在地 埼玉県さいたま市西区西遊馬字吉祥寺1874-5
- 設備 野球場1面

## 契約保養所

ラフォーレ倶楽部、近畿日本ツーリストおよびエイチ・アイ・エスをはじめ、全国のホテル・旅館等を契約保養所として皆様にご利用いただいております。(契約施設について、詳しくはホームページをご覧ください)

利用補助金として、被保険者・被扶養者を対象に年度内1人2泊を限度に、1泊につき3,000円を補助いたします。